

役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 旭川養成会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	費用弁償 3, 110円
その他の地域	費用弁償 3, 110円 ・旅費別途支給

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

旭川市内	費用弁償 3, 110円
その他の地域	費用弁償 3, 110円 ・旅費別途支給

(改 廃)

第3条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年6月14日から一部改正施行する。